法規的告示

○原子力規制委員会告示第四号

実用発電用原子炉の設置、運転等に関する規則（昭和五十三年通商産業省令第七十七号）第八十七条第三号及び第五号の規定に基づき、運転責任者に係る基準等に関する規程（平成十三年八月経済産業省告示第五百八十九号）の一部を次のように改正する。

令和八年十月八日

原子力規制委員会委員長　山中　伸介

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、その標記部分が同一のものは当該対象規定を改正後欄に掲げるもののように改め、その標記部分が異なるものは改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正前欄に掲げる対象規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削り、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
（変更の確認等） **第四条**　規則第八十七条第四号の確認を受けた者は、第二条各号に掲げる事項を変更しようとするときは、あらかじめ、原子力規制委員会の変更の確認を受けなければならない。 2　前項の変更の確認の申請をしようとする者は、当該変更の内容及びその理由を記載した申請書を原子力規制委員会に提出しなければならない。 3　前条各項の規定は、第一項の変更の確認について準用する。	**第四条**　前条第一項に規定する確認は、三年を限り有効とする。

附　則

（施行期日）

1　この告示は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2　この告示の施行の日前に改正前の運転責任者に係る基準等に関する規程第三条第一項の規定によりされた確認のうち同日において有効期間を経過していないものについては、この告示の施行後も、なおその効力を有する。

その他告示

○外務省告示第三百六号

日本国政府は、平成十三年五月二十二日にストックホルムで作成された「残留性有機汚染物質に関するストックホルム条約」（以下「条約」という。）附属書Ａにペルフルオロヘキサンスルホン酸（ＰＦＨｘＳ）、その塩及びＰＦＨｘＳ関連化合物を加える改正（令和四年十一月十六日付け国際連合事務総長書簡）につき、条約第二十二条３(b)及び４の規定に基づいて受諾しない旨の通告を行っていたところ、この通告を撤回する旨を令和八年九月十五日に条約の寄託者である国際連合事務総長に通告した。

よって、当該改正は、令和八年九月十五日に日本国について効力を生じた。

令和八年十月八日

外務大臣　茂木　敏充

○外務省告示第三百七号

次の旅券は、旅券法第十九条第一項の規定により、令和八年九月二十四日を期限として返納するよう命じたが、同期限までに返納されなかったので、同法第十八条第一項第八号の規定に基づき、左記冒頭に記載の失効年月日に効力を失った。

令和八年十月八日

外務大臣　茂木　敏充

記

失効年月日　令和八年九月二十四日
発行年月日　令和五年六月二十日
旅券番号　ＴＴ三八五六四九二

○外務省告示第三百八号

令和八年八月十二日にリロングウェで、マラウイ共和国内の社会的弱者に対する食糧援助に関する次の概要の書簡の交換が世界食糧計画との間に行われた。

1　協力の目的及び内容　食糧援助規約に関連して行われる食糧援助を実施するために必要な生産物及び役務の購入
2　贈与額　三億円
3　署名者
日　本　側　内藤康司在マラウイ大使
世界食糧計画側　ヒョンジュン・イム在マラウイ事務所代表

令和八年十月八日

外務大臣　茂木　敏充

○外務省告示第三百九号

令和八年八月二十六日にポートスーダンで、スーダン共和国内の社会的弱者に対する食糧援助に関する次の概要の書簡の交換が世界食糧計画との間に行われた。

1　協力の目的及び内容　食糧援助規約に関連して行われる食糧援助を実施するために必要な生産物及び役務の購入
2　贈与額　三億五千万円
3　署名者
日　本　側　中原隆伸在スーダン臨時代理大使
世界食糧計画側　アブダラ・アルワルダト在スーダン事務所代表

令和八年十月八日

外務大臣　茂木　敏充

○外務省告示第三百十号

令和八年八月二十六日にジュバで、南スーダン共和国内の社会的弱者に対する食糧援助に関する次の概要の書簡の交換が世界食糧計画との間に行われた。

1　協力の目的及び内容　食糧援助規約に関連して行われる食糧援助を実施するために必要な生産物及び役務の購入
2　贈与額　三億五千万円
3　署名者
日　本　側　小山裕基在南スーダン臨時代理大使
世界食糧計画側　ムティンタ・チムカ在南スーダン事務所代表

令和八年十月八日

外務大臣　茂木　敏充

○外務省告示第三百十一号

令和八年八月二十八日にマプトで、人材育成奨学計画のための贈与等に関する次の概要の書簡の交換がモザンビーク共和国政府との間に行われた。

1　協力の目的及び内容　人材育成奨学計画を実施するために必要な役務の購入
2　贈与等の限度額　二億五千八百万円
3　贈与等の供与期限　令和十五年十二月三十一日
4　署名者
日　本　側　濱田圭司在モザンビーク大使
モザンビーク側　マリア・デ・ファティマ・シマン・マンソ外務協力省外務・在外モザンビーク人コミュニティ担当国務長官

令和八年十月八日

外務大臣　茂木　敏充

○外務省告示第三百十二号

令和八年九月七日にハラレで、ジンバブエ共和国内の社会的弱者に対する食糧援助に関する次の概要の書簡の交換が世界食糧計画との間に行われた。

1　協力の目的及び内容　食糧援助規約に関連して行われる食糧援助を実施するために必要な生産物及び役務の購入
2　贈与額　二億円
3　署名者
日　本　側　前川信隆在ジンバブエ大使
世界食糧計画側　バーバラ・クレメンス在ジンバブエ事務所代表

令和八年十月八日

外務大臣　茂木　敏充